

規制シート(様式)

190200500410001

2016年12月1日

規制の名称	速達性向上計画又は交通結節機能高度化計画に係る裁定	所管府省	国土交通省
根拠法令等	都市鉄道等利便増進法(平成17年法律第41号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	鉄道局都市鉄道政策課長 岡野まさ子
規制目的	都市鉄道等の利用者の利便を増進し、活力ある都市活動及びゆとりある都市生活の実現に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	関係者が協議して、短絡線等の整備に関する「速達性向上計画」又は駅施設・駅周辺施設の一体的な整備に関する「交通結節機能高度化計画」を作成するにあたり、関係者間の協議が調わない場合には、申請等により国土交通大臣が裁定を行う。	関連する予算	都市鉄道利便増進事業費補助(平成28年度予算:13,600百万円)
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	計画作成主体の自主性を尊重する観点から、協議が調わない場合には、まずは計画作成主体に対する協議開始・再開の命令を行うこととしている。それを踏まえてもなお、自主的な解決が図られない場合は、国土交通大臣の裁定により事態の打開を図ることが利用者の利便の増進につながる。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	あり		
次の見直し時期	平成33年度		